保有個人情報開示請求書

令和 年 月 日

国	発法人日4	P 原于2	刀研究開]	殿							
		اید))がな)									
		氏名										
		住所以	又は居所	1								
		₸							Tel	()	
			ここに記 連絡のみ			報は、注	去令に定	める場	合を除	き、この)開示請:	求等の
	の保護に関 報の開示を			成15年)	法律第5	7号)第	77条第1	項の規	見定に基	<u>ŧ</u> づき、	下記ので	とおり
					Ē	ļ						
Ⅰ. 開示を請	ⅳ求する保存	与個人 怕	情報(具	体的に	特定して	こくださ	: (\) (
	示の実施 が に〇印を付						、実施の	方法》	及び希望	型日を記	!載して [、]	くださ
	務所におけ	る開示	の実施を	希望す	る。							
<u><</u> 実	ミ施の方法>	□閲覧	口写し	の交付	□その	他()	_		
	E施の希望 E			年	月_	日						
イ写	しの送付を	希望す	<u>る。</u>									
3. 手数料 手数料30 4. 本人確 認	00円を現金 8等	、定額	「小為替り	又は口座	፟፟振込で	お納め [、]	ください	'о				
	 示請求者]本人	□法定	'代理人	口任	意代理人					
イ 請 口運 口個 口在 口そ。 ※	求者本人確	口健 ド又は 特別永 付して	康保険被 住民基本 住者証明 請求をす	さ台帳カ- 書又は ⁻ る場合(ード (住 特別永住)	者証明	書とみな	される				ない
ウ 本 (ア	人の状況等) 本人の (ふりが	状況	代理人∑ □未成年 □任意代	≡者(年	_			記載して 뷫年被後		(N _o)	
(イ (ウ) 本人の 本人の		は居所								-	
	定代理人が 求資格確認)
	意代理人が 求資格確認					又は提	出してく	ださい)	١,			
					·- ·			-				

<記載に当たっての注意事項>

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、代理人の 氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求 する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の日にちなどについて、 希望がありましたら記載してください。開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただ く「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書 1 件について 300 円を納付していただくことになりますので、次の方法で納付してください。

- ①各拠点の窓口に直接持参する場合
 - 現金(つり銭不可)又は手数料相当額の郵便為替(記載不要)で納付してください。
- ②総務部法務課に郵送する場合

保有個人情報開示請求書に手数料相当額の郵便為替(記載不要)を添えて郵送又は現金書留にて郵送してください。

③口座振込で手数料を納付する場合

指定する口座へお振込みのうえ、振込を証明する証書のコピーを保有個人情報開示請求書とともに 持参又は郵送してください。証書のコピーは日付、氏名及び振込額以外の情報はマスキング(黒塗 り)してください。ネットバンキング等利用の場合は振込が完了した旨の画面のスクリーンショッ トでも可とします。

なお、納付に係る手数料は、開示請求者の負担となります。

5 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第 21 条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が

本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、事前に相談してください。

- (注)住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
- (2) 郵送による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市区町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、事前に相談してください。 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号をマスキング(黒塗り)してください。 また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング(黒塗り)してください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、 保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を提示又は提出してください。戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市区町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

任意代理人が開示請求をする場合には、委任状(ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、その複写物による提出は認められません。

〈保有個人情報開示請求書の提出方法について〉

上記の注意事項をよく読み、保有個人情報開示請求書に必要事項を記載の上、手数料と本人確認書類等を添えて各拠点の窓口に直接持参するか、封筒に「個人情報開示請求書在中」と朱書きして次の宛先に郵送してください。

なお、電話、ファクシミリ又は E-Mail による開示請求は受け付けておりません。

〇郵送宛先

〒319−1184

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 日本原子力研究開発機構 総務部 法務課